

委託業務の企画提案に関する仕様書

1 委託業務名

令和7年度おおいたツーリズム大学運営業務委託契約

2 委託業務の目的

「おおいたツーリズム大学」運営により、観光振興や地域振興などに取り組む将来の観光地域づくりを担う人材を対象に、日々の取組の中で抱える課題や悩みに対し、講義、実践例の体験・視察、ディスカッション、またはそれらを受講した後の振り返りを通して、今後の自身の取組の方向性や解決策を得ることを目的とした次世代育成・課題解決型の講座を実施するもの。

3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託業務内容および提案に関する留意事項

受講者の募集

- ① 本事業の概要を発信し受講者の募集を行うこと。
- ② 募集サイト、応募フォームを作成し受講者が応募できる環境を整えることに加え、学ぶ意欲の高い受講者を募る方法を提案に含めること。

(2) カリキュラムの設計

- ① 受講者に対し、全7回以上の講義を行うこと。
- ② 大分県のみならず国内全体の観光の現状を踏まえたデータを分析し、受講者に伝えることができるカリキュラムを設定すること。
- ③ 受講生のターゲット設定を行うとともに、ターゲット層が実践で活用できるカリキュラムを設計すること。また、設計したカリキュラムに適した講師を選定すること。
- ④ カリキュラム内容に1回以上の視察研修を加え、視察研修からの学びを十分得られるような内容にすること。
- ⑤ 本事業内で学んだ内容を基に、受講者に将来的な事業化に向けた提案書（採算面への考慮も含む）を作成させた上で、修了式においてプレゼンテーションさせること。
- ⑥ 講座実施毎に受講者に対してアンケート調査を行い、講座の満足度や理解度等を収集し、県に報告すること。
- ⑦ これまでの修了生と交流を持つ機会を設けること

(3) その他

- ① 受託者は、契約後に改めて業務実施計画書（任意様式）を提出し、業務の進め方について委託者と協議すること。
- ② 業務の実施に当たっては、県と十分協議のうえ、その指示及び監督を受けること。
- ③ 業務に関して知り得た個人情報については、県の個人情報を取り扱う委託契約に係る実地検査報告書に従い、適正に取り扱うこと。
- ④ 業務の実施にあたり発生した事故等は、受託者の責任において対処すること。
- ⑤ 仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議のうえ決定すること。

5 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様により作成された成果品の全ての著作権は、その二次利用権も含め県に帰属する。受託

者は納品する成果品について、著作権人格権を行使しないこととする。

(2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害することがないように業務を実施し、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
- ② 第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ③ 著作権の取扱いについて記載のない事項については、県と協議の上処理することとする。

6 成果品の提出

(1) 提出する成果品

事業終了後、事業の全体概要及び、以下の①及び②を速やかに業務報告としてまとめて提出すること。加えて、必要に応じて県の求めに対して進捗状況の報告を行うこと。

- ① 各講座終了後、受講者アンケートをとりまとめ分析した報告書
- ② 全講座を通じた総評及び検証結果、効果検証した報告書

上記をまとめ、製本したものを2部及びその電子データを納品すること。なお、広報等のために、必要な範囲内で県が複製、翻訳等の修正することができるものとする。著作権を県へ譲渡できない写真・文章等を使用する場合は、事前に県へ申し入れを行い、承諾を得ること。

(2) 提出期限

- ① 各講座の終了後15日以内にメールにて提出
- ② 令和8年3月31日

(3) 提出先

大分県商工観光労働部 観光局 観光政策課 観光政策班